

中野市立小・中学校体育施設開放事業実施要綱（平成17年4月1日教育委員会告示第14号）

最終改正:令和3年3月31日教育委員会告示第6号

改正内容:令和3年3月31日教育委員会告示第6号 [令和3年4月1日]

○中野市立小・中学校体育施設開放事業実施要綱

平成17年4月1日教育委員会告示第14号

改正

平成24年3月30日教育委員会告示第1号
平成29年12月19日教育委員会告示第10号
令和2年3月27日教育委員会告示第3号
令和3年3月31日教育委員会告示第6号

中野市立小・中学校体育施設開放事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中野市における社会体育の振興発展をはかるため、学校開放事業について必要な事項を定めるものとする。

(開放校の指定)

第2条 中野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、学校施設の状況等を考慮し、学校開放事業を行う学校(以下「開放校」という。)を指定する。

(開放校の施設等)

第3条 学校開放事業を行う施設及び時間は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、開放校において学校教育上支障がある場合又は特別の事由があるときは、教育委員会は、その時間を変更することができる。

(管理指導員)

第4条 開放校に管理指導員を置き、次に掲げる者のうちから、教育委員会が指名する。

(1) スポーツ推進委員

(2) 学校体育施設開放利用団体として承認を受けた団体の構成員

2 管理指導員の任期は1年以内とし、指名した日から当該年度の3月31日までとする。

3 管理指導員は、無給とする。

(任務等)

第5条 管理指導員は、施設の管理、実技その他の指導を行う。

2 管理指導員は、非常の場合は直ちに応急措置を施し、教育委員会、開放校の校長、関係機関等に通報してその指示を受け、適切な措置を講じなければならない。

3 管理指導員は、学校開放事業について教育委員会に意見を述べることができる。

第6条 管理指導員は、開放校の単位に管理指導員会を設け、開放校の校長その他の教職員と学校開放事業の運営について協議することができる。

第7条 学校体育施設開放事業として利用する団体(以下「利用団体」という。)は、教育委員会に中野市学校体育施設利用団体承認申請書(様式第1号。以下「承認申請書」という。)を提出し、承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは審査をし、適格と認められる団体については中野市学校体育施設開放利用団体承認書(様式第2号。以下「承認書」という。)を交付するものとする。

3 承認書の有効期間は、承認の日から当該年度の3月31日までとする。

第8条 開放校を使用しようとする利用団体は、中野市立小学校及び中学校の教育施設使用条例施行規則(平成17年中野市教育委員会規則第15号)第3条の規定による使用申込書2部(1部は学校扱)を当該校長に提出しなければならない。

2 前項の使用申込書は、使用しようとする日の40日前から提出することができる。

3 教育委員会は、前2項の規定による使用を承認する場合において、2利用団体以上の同時使用の申込みがあったときは、抽選を行うほか必要な条件を付することができる。

4 利用団体は、使用に当たって承認書を管理指導員(必要によっては当該開放校の校長)に提出しなければならない。

5 利用団体責任者は、使用後直ちに中野市学校体育施設利用日誌(様式第3号)に記入し、管理指導員に提出しなければならない。

(利用団体の遵守事項)

第9条 利用団体は、別に定める使用時の遵守事項を守り、施設設備が良好な状態で維持できるよう心がけなければならない。

(事務)

第10条 この事業の実施に当たっての事務は、教育委員会事務局が行う。

(その他)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の中野市立小・中学校体育施設開放事業実施要綱(昭和54年中野市教育委員会告示第3号)又は豊田村立学校体育施設開放に関する規則(昭和55年豊田村教育委員会規則第4号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為

は、それぞれこの規則の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則(平成24年3月30日教育委員会告示第1号)

この要綱は、平成24年3月30日から施行する。

附 則(平成29年12月19日教育委員会告示第10号)

この要綱中第1条の規定は平成32年4月1日から、第2条の規定は平成33年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月27日教育委員会告示第3号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日教育委員会告示第6号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

学校開放事業を行う施設及び時間

学校名	施設名	時間
南宮中学校	体育館等(ただし、プールを除くものとする。)	平日 午後6時から午後10時まで 土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日が日曜日に当たる時は、その翌日)午前9時から午後10時まで
中野平中学校		
高社中学校		
豊田中学校		
中野小学校		
日野小学校		
延徳小学校		
平野小学校		
高丘小学校		
高社小学校		
豊田小学校		

様式(省略)
